

補助金調書

補助金名	保護司会補助金			担当課 (連絡先)	総務企画局 行政部 総務課 (TEL 711-4044)	
交付先	<input type="checkbox"/> 団体	福岡市保護司会連絡協議会		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
(非公募の場合) 非公募の理由	当該補助事業を行っている団体は「福岡市保護司会連絡協議会」に限定されており、公募に馴染まないため。					
補助開始年度	昭和39	年度	経過年数	53	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>【目的】 地域社会の安全及び住民福祉の向上のため、犯罪・非行を未然に防止し、犯罪をした人や非行のあった少年の改善更生を助け、地域の理解を深めること。</p> <p>【補助対象事業】 保護司法第13条に規定する保護司会の活動の一部である、犯罪予防・非行防止のための啓発事業、犯罪をした人や非行のあった少年の社会参加を支援する事業。</p>					
補助金の終期	平成28	年度	延長回数	0	回	
終期を延長する理由						
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> その他	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 交付対象経費の10分の5(1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとする。)を上限として、予算の範囲内において市長が定める額。</p> <p>交付対象経費: (1) 保護司会活動 「社会を明るくする運動」等の行事や保護観察対象者の社会参加活動等 (2) 広報 機関誌等の作成並びに保護司及び保護司会の活動の広報等 (3) 各保護区保護司会への事業助成費(各保護区保護司会における保護司会活動及び広報を対象とするものに限る。)</p>				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	<p>【間接補助の理由】 間接補助受給者が多数存在することから、直接補助とすると、補助金交付事務が増加するため。</p> <p>【再交付の配分基準・審査基準】 間接補助金を交付する団体は、各保護区保護司会における事業費の10分の5(1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとする。)を上限とする。</p>					
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	(7) 件	7 件	7 件		
	2700 千円	(2700) 千円	2700 千円	2700 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	<p>(1) 犯罪予防活動費 社会を明るくする運動(各区大会, 作文コンクール等)等</p> <p>(2) 広報費 各区機関誌発行等</p> <p>(3) 社会参加活動に係る経費 介護体験等</p>					
補助金交付 による効果	地域で犯罪予防活動, 青少年の非行予防活動等及び普及啓発を継続的に行ってきた結果, 地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与している。					

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。